

【新旧対照表】

《 セブンカード・プラス規約・規定集 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

セブンカード・プラス会員規約		
現行	改定後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (定義)</p> <p>1. 株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」といいます。)が、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)と提携して発行するJCBブランドのクレジットカードを「セブンカード・JCB」、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行するVisaブランドのクレジットカードを「セブンカード・VISA」といいます。</p> <p>なお、「セブンカード・JCB」には、当社がJCBと提携して発行するJCBブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」または「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。また、「セブンカード・VISA」には、当社が三菱UFJニコスと提携して発行するVisaブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」または「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (定義)</p> <p>1. 株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」といいます。)が、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)と提携して発行するJCBブランドのクレジットカードを「セブンカード・JCB」、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行するVisaブランドのクレジットカードを「セブンカード・VISA」といいます。</p> <p>なお、「セブンカード・JCB」には、当社がJCBと提携して発行するJCBブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」または「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれますの<u>ことを指します</u>。また、「セブンカード・VISA」には、当社が三菱UFJニコスと提携して発行するVisaブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」または「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれますの<u>ことを指します</u>。</p>	<p>【改定】</p> <p>記載がある券面なしのため</p>
<p>〈キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いのご案内〉</p> <p>取扱会社： 株式会社セブン・カードサービス 〈登録番号：関東財務局長 第01282号〉 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 (電話マーク入る) 03-6238-2952</p>	<p>〈キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いのご案内〉</p> <p>取扱会社： 株式会社セブン・カードサービス 〈登録番号：関東財務局長 第01282号〉 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 (電話マーク入る) 03-6238-2952</p>	<p>【改定】</p> <p>実態に合わせるため</p>
<p>個人情報の取扱いに関する重要事項 (全文)</p> <p>第2条 個人情報の利用</p> <p>1. 会員等は、前条第1項に定める利用目的の他、当社が以下の目的のために前条第1項(1)、(2)、(3)の個人情報を利用することに同意します。</p>	<p>個人情報の取扱いに関する重要事項 (全文)</p> <p>第2条 個人情報の利用</p> <p>1. 会員等は、前条第1項に定める利用目的の他、当社が以下の目的のために前条第1項(1)、(2)、(3)、<u>(4)の個人情報(第5条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く)</u>を利用することに同意します。</p>	<p>【改定】</p> <p>実態に合わせるため</p>

<p>第4条 個人情報の共同利用</p> <p>1. 会員等は第1条第1項(1)、(2)、(3)の個人情報を、</p>	<p>第4条 個人情報の共同利用</p> <p>1. 会員等は第1条第1項(1)、(2)、(3)、<u>(4)</u>の個人情報<u>(第5条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報は除く)</u>を、</p>	<p>【改定】 実態に合わせるため</p>
<p>第6条 個人情報の開示・訂正・削除</p> <p>2.</p> <p>〔個人情報に関するお問い合わせ〕 株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 (9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3 休) 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 (電話マーク入る) 03-6238-2952</p>	<p>第6条 個人情報の開示・訂正・削除</p> <p>2.</p> <p>〔個人情報に関するお問い合わせ〕 株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 <u>※電話番号は当社ホームページ</u> <u>(https://www.7card.co.jp/company/priv.html)の会社概要(個人情報保護方針)にて掲載しております。</u> —(9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3 休) —〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 —(電話マーク入る) 03-6238-2952</p>	<p>【改定】 お客様相談室移転に伴う対応のため</p>
<p>第9条 認定個人情報保護団体</p> <p>認定個人情報保護団体とは、個人情報の保護に関する法律に基づき主務大臣の認定を受けた団体で、対象個人情報の取扱いに関する苦情処理、対象事業者への情報提供等を通じ個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体です。</p> <p>〔当社が加入する認定個人情報保護団体〕 一般社団法人日本クレジット協会 苦情の解決の申し出先 (電話マーク入る) 03-5645-3360 (10:00~12:00AM、1:00~4:00PM 土・日・祝祭日休) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 相談および苦情の受付窓口 (ナビダイヤルマーク入る) 0570-051-051 (ナビダイヤル) (9:00AM~5:00PM 土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>第9条 認定個人情報保護団体</p> <p>認定個人情報保護団体とは、個人情報の保護に関する法律に基づき主務大臣の認定を受けた団体で、対象個人情報の取扱いに関する苦情処理、対象事業者への情報提供等を通じ個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体です。</p> <p>〔当社が加入する認定個人情報保護団体〕 一般社団法人日本クレジット協会 苦情の解決の申し出先 (電話マーク入る) 03-5645-3360 —(10:00~12:00AM、1:00~4:00PM 土・日・祝祭日休) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 相談および苦情の受付窓口 (ナビダイヤルマーク入る) 0570-051-051 (ナビダイヤル) —(9:00AM~5:00PM 土・日・祝日・年末年始を除く)</p>	<p>【改定】 実態に合わせるため</p>
<p>〈ご相談窓口〉</p> <p>3.</p> <p>株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 (9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3 休) 〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5 (電話マーク入る) 03-6238-2952</p>	<p>〈ご相談窓口〉</p> <p>3.</p> <p>株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 <u>※電話番号は当社ホームページ</u> <u>(https://www.7card.co.jp/company/priv.html)の会社概要(個人情報保護方針)にて掲載しております。</u> —(9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3 休) —〒102-8437</p>	<p>【改定】 お客様相談室移転に伴う対応のため</p>

	東京都千代田区二番町4番地5 —(電話マーク入る) 03-6238-2952	
--	---	--

セブンカード・プラス nanaco ポイントサービス特約		
現行	改定後	備考
<p>第3条 ポイント加算の方法</p> <p>1.特定加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) クレジット決済の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、会員が特定加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の5日に加算されます。ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p> <p>加算される nanaco ポイント数</p> <p>お買上金額(税込) ÷ 200 × 2 ポイント(小数点以下切捨) ※</p> <p>※上記ポイントは以下の①基本ポイントと、②特定加盟店ポイントの構成となります。</p> <p>①基本ポイント：お買上金額(税込) ÷ 200 × 1 ポイント</p> <p>②特定加盟店ポイント：お買上金額(税込) ÷ 200 × 1 ポイント</p> <p>上記のポイント加算方法にかかわらず、特定加盟店が独自のサービスとして、ポイント〇倍セール(以下「ポイント〇倍」といいます。)を実施する場合には、</p> <p>お買上金額(税抜) ÷ 200 × 1 ポイント(小数点以下切捨)</p> <p>がポイント〇倍の対象となり、当該ポイント〇倍対象ポイントと、①基本ポイントが加算されます。</p>	<p>第3条 ポイント加算の方法</p> <p>1.特定加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) クレジット決済の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、会員が特定加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され<u>約定支払日の属する月の5日当社指定の日付</u>に加算されます。ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p> <p>加算される nanaco ポイント数</p> <p><u>当社ホームページ (https : //www.7card.co.jp/) において記載のとおり nanaco ポイントを加算します。</u></p> <p>お買上金額(税込) ÷ 200 × 2 ポイント(小数点以下切捨) ※</p> <p>※上記ポイントは以下の①基本ポイントと、②特定加盟店ポイントの構成となります。</p> <p>①基本ポイント：お買上金額(税込) ÷ 200 × 1 ポイント</p> <p>②特定加盟店ポイント：お買上金額(税込) ÷ 200 × 1 ポイント</p> <p>上記の<u>ポイント加算方法</u>にかかわらず、特定加盟店が独自のサービスとして、ポイント〇倍セール(以下「ポイント〇倍」といいます。)を実施する場合には、</p> <p>お買上金額(税抜) ÷ 200 × 1 ポイント(小数点以下切捨)</p> <p>がポイント〇倍の対象 <u>(以下「対象ポイント」といいます。)</u>となり、<u>対象ポイントに加え</u>当該ポイント〇倍対象ポイントと、①基本ポイントが加算されます。</p>	<p>【改定】</p> <p>実態に合わせるため</p>
(2) クレジット決済の場合に加算の対象と	(2) クレジット決済の場合に加算の対象と	【改定】

<p>ならないご利用について</p> <p>①キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。</p> <p>②その他、当社が nanaco ポイントの加算対象外と指定するご利用分。</p> <p>(3) 現金その他のお支払方法の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、カードを提示して、現金・セブン&アイ共通商品券・ギフト券・その他特定加盟店が指定する支払方法を利用したとき（以下、これらの支払方法を総称して「現金その他のお支払方法」といいます。）次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、約定支払日の属する月の 5 日に加算されます。ただし、この nanaco ポイントの加算は、ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限るものとします。なお、セブンカード・プラス・JCB、セブンカード・プラス・VISA 以外のクレジットカードのお支払いが含まれる場合には nanaco ポイントは加算されません。また、割引セール時の割引金額は加算対象外となります。</p> <p>加算される nanaco ポイント数 お買上金額（税抜）÷200×1 ポイント（小数点以下切捨）</p>	<p>ならないご利用について</p> <p>①キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い等金融商品のご利用分。</p> <p>②その他、当社が nanaco ポイントの加算対象外と指定するご利用分。</p> <p>(3) 現金その他のお支払方法の場合の nanaco ポイントの加算</p> <p>当社は、カードを提示して、現金・セブン&アイ共通商品券・ギフト券・その他特定加盟店が指定する支払方法を利用したとき（以下、これらの支払方法を総称して「現金その他のお支払方法」といいます。）次の表のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、<u>約定支払日の属する月の 5 日当社指定の日付</u>に加算されます。ただし、この nanaco ポイントの加算は、ご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限るものとします。なお、セブンカード・プラス・JCB、セブンカード・プラス・VISA 以外のクレジットカードのお支払いが含まれる場合には nanaco ポイントは加算されません。また、割引セール時の割引金額は加算対象外となります。</p> <p>加算される nanaco ポイント数 <u>当社ホームページ（https://www.7card.co.jp/）において記載のとおり nanaco ポイントを加算します。</u> <u>お買上金額（税抜）÷200×1 ポイント（小数点以下切捨）</u></p>	<p>記載内容整理のため</p>																				
<p>(5) 累計ボーナス nanaco ポイントについて</p> <p>②期間中、本会員と家族会員それぞれの累計ボーナス nanaco ポイント対象のお買上金額（消費税を除きます。）に応じて、次の表のとおり金額達成をの翌月 5 日に累計ボーナス nanaco ポイントを本会員（加算先 nanaco 番号）に加算します。なお、累計ボーナス nanaco ポイントの加算の対象外となる条件は、前記現金その他のお支払方法の場合の条件に準じます。</p> <table border="1" data-bbox="132 1597 695 1865"> <thead> <tr> <th>お買上金額（税抜）</th> <th>累計ボーナス nanaco</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円に達したとき</td> <td>3,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>150 万円に達したとき</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>250 万円に達したとき</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> <tr> <td>以降 100 万円ごと</td> <td>10,000 ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	お買上金額（税抜）	累計ボーナス nanaco	100 万円に達したとき	3,000 ポイント	150 万円に達したとき	10,000 ポイント	250 万円に達したとき	10,000 ポイント	以降 100 万円ごと	10,000 ポイント	<p>5) 累計ボーナス nanaco ポイントについて</p> <p>②期間中、本会員と家族会員それぞれの累計ボーナス nanaco ポイント対象のお買上金額（消費税を除きます。）に応じて、<u>次の表のとおり当社が金額達成を確認した後、当社指定の日付翌月 5 日</u>に累計ボーナス nanaco ポイントを本会員（加算先 nanaco 番号）に加算します。なお、累計ボーナス nanaco ポイントの加算の対象外となる条件は、前記現金その他のお支払方法の場合の条件に準じます。</p> <table border="1" data-bbox="715 1630 1284 1899"> <thead> <tr> <th><u>お買上金額（税抜）</u></th> <th><u>累計ボーナス nanaco</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>100 万円に達したとき</u></td> <td><u>3,000 ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>150 万円に達したとき</u></td> <td><u>10,000 ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>250 万円に達したとき</u></td> <td><u>10,000 ポイント</u></td> </tr> <tr> <td><u>以降 100 万円ごと</u></td> <td><u>10,000 ポイント</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>お買上金額（税抜）</u>	<u>累計ボーナス nanaco</u>	<u>100 万円に達したとき</u>	<u>3,000 ポイント</u>	<u>150 万円に達したとき</u>	<u>10,000 ポイント</u>	<u>250 万円に達したとき</u>	<u>10,000 ポイント</u>	<u>以降 100 万円ごと</u>	<u>10,000 ポイント</u>	<p>【改定】 記載内容整理のため</p>
お買上金額（税抜）	累計ボーナス nanaco																					
100 万円に達したとき	3,000 ポイント																					
150 万円に達したとき	10,000 ポイント																					
250 万円に達したとき	10,000 ポイント																					
以降 100 万円ごと	10,000 ポイント																					
<u>お買上金額（税抜）</u>	<u>累計ボーナス nanaco</u>																					
<u>100 万円に達したとき</u>	<u>3,000 ポイント</u>																					
<u>150 万円に達したとき</u>	<u>10,000 ポイント</u>																					
<u>250 万円に達したとき</u>	<u>10,000 ポイント</u>																					
<u>以降 100 万円ごと</u>	<u>10,000 ポイント</u>																					
<p>2. 特定加盟店以外の加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) 加算の方法</p> <p>当社は、会員が加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (https://www.7card.co.jp/) において記載</p>	<p>2. 特定加盟店以外の加盟店における nanaco ポイントの加算について</p> <p>(1) 加算の方法</p> <p>当社は、会員が加盟店においてカードによるクレジット決済をしたとき、当社ホームページ (https://www.7card.co.jp/) において記載</p>	<p>【改定】 実態に合わせるため</p>																				

<p>のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され約定支払日の属する月の5日に加算されます。</p> <p>ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます</p>	<p>のとおり nanaco ポイントを加算します。この nanaco ポイントは、ご利用代金明細書に表示され当社指定の日付<u>約定支払日の属する月の5日</u>に加算されます。</p> <p>ただし、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いをご指定いただいたときには、初回の約定支払日の属する月に当該お買上金額の全額相当分の nanaco ポイントが一度に加算されます。</p>	
<p>第5条 お買上商品返品時のポイントサービスについて</p> <p>加盟店における返品にともなうの nanaco ポイントの減算が生じる場合は、減算相当分の nanaco ポイントを当該返品の精算月の5日に差し引くものとします。</p>	<p>第5条 お買上商品返品時のポイントサービスについて</p> <p>加盟店における返品にともなうの nanaco ポイントの減算が生じる場合は、減算相当分の nanaco ポイントを当社指定の日付<u>当該返品の精算月の5日</u>に差し引くものとします。</p>	<p>【改定】 実態に合わせるため</p>
<p>(該当なし：新設)</p>	<p><u>第8条 ポイント付与の例外条件</u> <u>前条までに定めるポイント以外に、別途当社、ポイント利用加盟店またはポイント利用加盟店以外の加盟店、テナント等で付与するポイント（以下「キャンペーンポイント」といいます。）</u>に関し、<u>会員は以下の事項について予め承諾するものとします。</u></p> <p><u>(1) ポイントの付与に関し、不適切な利用が見受けられる場合には、当社は会員に対し、キャンペーンポイントを取り消す場合があります。また既に利用されている等により取り消すことができない場合には、付与されたキャンペーンポイント相当額の金銭の支払を請求することができるものとします。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会員の短期間でのカードの入退会の繰り返しを検知した場合、キャンペーンポイントを付与対象外とし、もしくは入会不可とする場合があります。</u></p>	<p>【新設】 施策実施に対する例外項目を新設</p>
<p>第8条 業務委託</p>	<p>第8<u>9</u>条 業務委託</p>	<p>【改定】 条文新設に伴う条数の変更</p>
<p>第9条 本特約の変更</p>	<p>第9<u>10</u>条 本特約の変更</p>	<p>【改定】 条文新設に伴う条数の変更</p>